

久米村「家礼・規模帳」の成立と性格について

——『御祭儀式帳』、『御祭之時御儀式』、『年祀焼香・御膳組日記』を中心に

劉 書 鈺

Regarding the Establishment and Features of Kumemura's “Family Ritual and Rules Record”

Focusing on “御祭儀式帳,” “御祭之時御儀式,” and “年祀焼香・御膳組日記”

LIU Shuyu

Abstract:

This paper explores the connections between the “家礼・規模帳” (“Family Ritual and Rules Record”) and the “家譜” (“clan histories”) by Kumemura, through the analysis of three key documents: “御祭儀式帳” (“Ritual Ceremony Record”), “御祭之時御儀式” (“Rituals at the Time of Worship”), and “年祀焼香・御膳組日記” (“Annual Offering Incense and Food Arrangement Diary”). The main goal of this study is to determine the period of their creation, the authors, and unique features, which would shed light on the intersection of the Confucian ideology and local customs in Ryukyu.

Through a thorough cross-referencing process involving various clan histories and internal records, this study examines the yet undisclosed details within the documents “御祭儀式帳,” “御祭之時御儀式,” and “年祀焼香・御膳組日記.” “御祭儀式帳,” which were compiled in 1816 by Chen Hongxun. These documents served as a ritual book for the Chen family and are estimated to have been created between 1816 and 1895, based on a congratulatory message from his grandson, Shiki, in 1895. “御祭之時御儀式,” a ritual document of the 15th generation of the Liang family dated between 1860 and 1929 and encompassing clan rituals, maintenance of the Liang family genealogy, and religious rites in Kumemura. “年祀焼香・御膳組日記” is a ritual document of the Wang Dechang family, created from 1853 to 1979, which provides insights into the postwar ceremonial practices in Kumemura among the Kumemura Thirty-Six Families, with congratulatory messages from the Showa era.

Keywords: rituals, festival oration, Ryukyu, Rituals of the Shihondou Family,
Rituals of the Katokudou Family

キーワード：祭祀、祭文、琉球、『四本堂家礼』、『嘉徳堂規模帳』

はじめに

近世琉球（1609～1879）では、薩摩儒僧泊如竹（1570～1655）の来琉、1686年における北京国子監への官生の留学再派遣、そして1798年に琉球における最高の教育機関である「国学」の創設などの出来事により、朱子学が近世期にわたって広く受け入れられるようになった。それに加えて朱子学のイデオロギーに基づいて王府が発行した行政の基本方針である琉球「摂政」羽地朝秀（1617～1675）の「仕置」（羽地仕置とも）や儒教の道德と四民（士農工商）の働きなどを説く国民読本として全国に配布された蔡温（1682～1762）の『御教条』、さらに程順則（1663～1734）によってもたらされた『六論衍義』は琉球における朱子学の普及に大いに貢献した。

これに加えて、官辺による家譜の編纂や宗族体系の導入による門中制度の確立とともに、士庶の冠婚葬祭に関する指南書である朱熹（1130～1200）の『家礼』と彼の礼学構想を集大成した『儀礼経伝通解』が琉球の士族によって注目されてきた。とりわけ1737年に王府によって改定され、公布された『服制』には『文公家礼』と『儀礼経伝通解』からの抜粋が見える。さらに琉球久米村の学者たちは朱子礼学思想のもとで儒教の經典だけでなく明清時代の中国の礼書を調べて儒教の原理を抽出し、久米村や琉球の習俗を儒教の理念に基づいて儒教化する作業を行った。この過程で、久米村では「家礼・規模帳」¹⁾といった複数の文書群が生み出された。

なかでも、『四本堂家礼』（四本堂規模帳、蔡家家憲とも）と『嘉徳堂規模帳』は、久米村士族の冠婚葬祭の手引き書として、以前から沖縄民俗学者の興味を引き、琉球の官僚層による葬祭の研究が進行している。関連研究として『四本堂家礼』と『朱子家礼』の関係やこれらの文書に見られる中国の習俗の受容を分析した窪徳忠²⁾、鄧陳靈³⁾、三浦國雄⁴⁾、上間誠⁵⁾などの論考が挙げられる。また、『四本堂家礼』と沖縄の民俗を比較検討した研究として、上江洲敏夫⁶⁾や小川徹⁷⁾の研究、さらに写本の問題から基礎的な諸問題まで幅広く検討した渡口真清⁸⁾や山里純一⁹⁾などの論考もある。次に『四本堂家礼』の「通礼」項目との異同を指摘した小川徹¹⁰⁾と、『嘉徳堂規模帳』における引用漢籍のあり方を論じた長部悦広¹¹⁾の研究が挙げられる。

1) 久米村の礼式集文書は通常「家礼」または「規模」と命名されている。本稿ではこれらをまとめて「家礼・規模帳」と表記する。

2) 窪徳忠「『四本堂家礼』に見える沖縄の中国的習俗」（『東方学』51、1976年）。

3) 鄧陳靈「琉球における「家礼」の思想—『四本堂家礼』を中心として」（『名古屋大学東洋史研究報告』23、1999年）。

4) 三浦國雄「琉球における家礼の受容と普及過程」（吾妻重二・朴元在編『朱子家礼と東アジアの文化交渉』、汲古書院、2012年）。

5) 上間誠「近世琉球における「家礼」—宗族を中心に」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』37、2015年）。

6) 上江洲敏夫「『四本堂家礼』と沖縄民俗—葬礼・喪礼について」（『民俗学研究所紀要』8、1984年）。

7) 小川徹「土階層における家祭祀の規範となった『四本堂家礼』」（『近世沖縄の民俗史』弘文堂、1987年）。

8) 渡口真清「『沖縄旧法制史料集成』所収『四本堂家礼』にふれて」（『沖縄文化』39、1972年）。

9) 山里純一「『四本堂家礼』に関する基礎的考察」（『日本東洋文化論集』16、2010年）。

10) 小川徹「近世士族家祭祀の完成・『嘉徳堂規模帳』」（『近世沖縄の民俗史』弘文堂、1987年）。

11) 長部悦広「嘉徳堂規模帳に見える漢籍について」（『琉球・中国交流史研究』、琉球大学法文学部研究報告書、2002年）。

ただし、現在の段階では、久米村の「家礼・規模帳」に関する包括的な総合研究はほぼ行われていないとみられる。特に、近年新しく発見された『御祭儀式帳』、『御祭之時御儀式』、『年祀焼香・御膳組日記』についてはまだ研究が進んでいない。本稿では、久米村の各家の「家譜」・「門中誌」を基にし、上記の三つの文書との関連を解明し、それらの成立年代や作者、異なる特性と性格についての考察を行いたい。まず「家礼・規模帳」の成立背景を検討していく。

一、久米村「家礼・規模帳」成立前の国家礼式

琉球最初の個人によって編纂された『四本堂家礼』が登場する以前、王府の施政者によって官僚身分に相応しい冠婚葬祭のやり方がすでに考慮されており、それが「羽地仕置」である。「仕置」とは、国司（国王）を補佐する摂政である羽地朝秀（向象賢）が1666年から1673年までの間、琉球が薩摩による侵攻によって幕藩体制に強制的に組み込まれ、財政難に苦しむ状況を改善するために古琉球時期（12世紀～1609）以来の不合理な行政、礼式、経済などを改革して出した政令集である。まさに羽地家の『家之伝物語』に「朝秀摂政御役被仰付、国之分力取究、国法被相定、往古よりの御旧例元にして国の御礼法被相定、鹿児島之応御例格、御政道之根本被相定、永々之御規模被召立云々」¹²⁾と記録されるように、羽地が摂政に命じられてから琉球の国力を考究し国法を制作して古琉球以来の旧例に基づいて礼法を定め、また薩摩を手本にして政治の根本を決めて永遠の規式を作ったという。特に「仕置」では、士族から庶民までの人々が行う冠婚葬祭儀礼において身分に不相応な贅沢さを規制し、その作法と規模を厳格に規定した。たとえば、婚礼については以下のように定めている。

覚

縁組祝言ニ付色々定

一初而約束之刻可為酒壺対事

一祝言之刻者花籠飯壺対事

一酒壺対之事

一媒之振廻方大和膳肴茶之子さうめん男客同前之事

但祝物者軽ク相応ニ可有之事（中略）

右之祝儀此中過奢成来費成儀耳御座候而、諸人病疲ニ罷成奉公方致疎略儀ニ付此節省略申渡候、件之条々可被相守者也

寛文七年未

三月十六日

羽地
摩文仁
伊野波

12) 伊波普猷；真境名安興共著『琉球の五偉人』（小澤書店、1916年）、82頁。

具志頭¹³⁾

この政令は、寛文7年（1667）3月16日に摂政である羽地と三司官の三人の連名で国中に発布されたもので、贅沢な婚礼を制限するために制定された。具体的には、「約束の刻」（婚約）から「祝言の刻」（正式な婚礼）までの段階で提供される酒や花籠飯の数量を制限し、媒や男客に振る舞う料理は大和膳肴（日本料理）、茶之子（お菓子）、そしてそうめんと、制約が設けられた。その背後には、これまでの婚礼があまりにも贅沢で費用が膨れ上がり、官僚たちが疲弊して公務を怠る可能性があるという理由がある。したがって、これ以後の婚礼においてはより簡素な形で執り行うよう規定していた。

次に葬礼と祭礼に関しては以下のように定めている。

葬礼之定

按司部親方部

一階龕

一位牌者世継之子可持、若子共無之候ハ々名代可然事

一天蓋壺本

一四流簾四ツ

一炉爐壺対

一鑪式本 但女者可為無用事

一差笠壺本

一立笠壺本

一引導者檀那坊主伴四五人之間可然事、此外引馬並墓屋可為無用事

祭文之飾

一香炉壺ツ

一茶湯壺対 但茶台計女ハ下添可有之事

一折壺対 二色々菓子盛合

一蠟燭灯爐之間壺対

一草花壺対

一祭文読坊主式人三人之間可然事

祭礼定

一法事之刻者檀那坊主壺人伴四五人之間勝手次第之事

一振舞方御定之様可有事

一一周忌よりハ衣裳何色ニ而茂可然事

一七月施餓鬼之刻衣裳同断事

13) 那覇市企画部文化振興課編「羽地仕置」『那覇市史 資料篇 第1巻10 琉球資料（上）1 王府関係資料』（那覇市役所、1989年）、9頁。

一年回ニ付茶屋杯立候儀無用之事

一座敷衆より下者段々其人体相応ニ葬礼可仕之事

右葬礼之儀此中孝行とて余華美過僭礼耳ニ御座候、其上子孫疲罷成候得者自奉公方致疎意笑止千万之至候、此旨可被相守候、若違背之人於有之者可及沙汰候、可有其心得者也

寛文七年未

三月十六日

羽地
摩文仁
伊野波
具志頭¹⁴⁾

これも同じ寛文7年（1667）3月16日に首里王府から下された政令である。このうち、「葬礼の定」は主に「按司部」・「親方部」という上級官僚に葬礼の規模や葬具などを制限する規則を設けるものであるが、「祭礼定」の項目では「座敷衆」以下の者はそれぞれ「人体」（人柄）に合わせて葬礼を行うべきであると規定している。そして、ここで言及された葬具については、平敷令治の論考によれば、葬礼に使用される「階龕」は2人が担ぎ、寺を模した棺を納める1階建ての棺箱であり、四方には「南無阿弥陀仏」と記されている。「天蓋」とは、葬儀の列を先導する龍の頭がついた棒のことを指す。また、「四流簾」は四句の聯句が書かれた白い旗であり、葬儀に参列する引導者は臨濟宗の僧侶であるとされている¹⁵⁾。この「四流簾」に関して「仕置」では聯句の書き方が記されていないが、前述の『嘉徳堂規模帳』における「四流簾」図式には「諸仏行無常」、「法是生滅法」、「僧生滅々已」、「宝寂滅為楽」と明記されている¹⁶⁾。ここでの「四流簾」と「天蓋」は日本臨濟宗葬礼の特徴の一つで、『大涅槃經』に由来する四句の無常偈を四流簾に書く。また「天蓋」の使用は中国禅宗の諸規範を記録した『禪苑清規』（1103）にはなく日本臨濟宗の回向文集と規範である『諸回向清規式』（1657）に始めて記されているという¹⁷⁾。さらに臨濟宗葬礼に用いられる「天蓋」には「迷故三界城」、「悟故十法空」、「本来無東西」、「何処有南北」と四句の聯句が書かれる¹⁸⁾。これらの四句は同文が『嘉徳堂規模帳』における「天蓋」の図式にも記されている¹⁹⁾。

さらに、「仕置」では祭礼の規模や祭具の数量を詳細に規定し、特に祭礼の際には、1人の檀那坊主と、場合によっては4人または5人の伴を招いて儀式を進行することが明示されている。また、一周忌以降の年忌と7月（盆祭）の施餓鬼に関して衣装の色については「衣裳何色ニ而茂可然事」といっているところから、一周忌以前は白衣装を着ることが前提とされているといえよう。このように葬祭礼の規

14) 前掲「羽地仕置」、9～10頁。

15) 平敷令治『沖縄の祖先祭祀』（第一書房、1995年）、78頁。

16) 鄭為基「嘉徳堂規模帳」（『沖縄研究資料(7)』、法政大学沖縄文化研究所、1986年）、44頁。

17) 松浦秀光『尊宿葬法の研究』（山喜房仏書林、1985年）、124頁。

18) 前掲『尊宿葬法の研究』、124頁参照。

19) 前掲『嘉徳堂規模帳』、46頁。

模を制限する目的は、王府財政再建の一環として、過度に華美で贅沢な葬祭礼を改革し、公務を軽視することを避けるためであった。

この改革内容からわかるように、首里王府が公式に実施した葬祭礼がかなり日本臨済宗葬礼の要素を持っていることは明らかである。実際、改革の主導者である羽地朝秀は1658年と1661年に薩摩に赴いて、後に薩摩藩家老職を務めた新納久了（～1695）と接し、薩摩の政治制度と仏教教義を研究したとされている²⁰⁾。新納久了の父である新納久詮（～1675）は、薩南学派の流れを汲む南浦文之（1555～1620）の門弟で、泊如竹（1570～1655）とも同門であった。また、当時の藩主である島津光久（1616～1695）も泊如竹に学問を学んだという²¹⁾。薩南学派の祖である桂庵玄樹（1427～1508）は元々臨済宗僧侶であり、その葬祭礼においてはおのずと臨済宗（禅宗）の礼式が主流であったと想定される。そのため羽地朝秀の葬祭礼改革は、彼が薩摩で研究した臨済宗礼法に基づいて琉球の官人層に国家の礼式として導入したものと見えよう。

なお羽地の「仕置」において、諸間切の農民層に関連する諸儀礼について詳細に規定されていなかった部分は、1697年に王府によって公布された「田舎法式」によって補完され、その中で「君に忠、親に孝、夫婦兄弟諸親類等睦敷く」という儒教道徳観も強調された²²⁾。

その後、1713に首里城内での諸行事を含む王国全域の風俗習慣礼式についての由来が説明された琉球最初の礼式集である『琉球国由来記』が王府によって編纂された。ここでは、琉球における冠婚葬祭四礼の由緒も初めて明確に定義された。以下、『琉球国由来記』巻一の序文を引用して編纂の経緯を見てみよう。

諸事由来記序

夫王者之治其国也。莫要乎礼。故周公制礼。天下為之法焉。蓋我中山。自 舜天王而来。明王更作。良臣交出。既至 尚円王。而礼法大備矣。奈何文契未盛。典籍不備。是故本国。凡 禁城諸公事。及每年每月。所有儀式。其所由来者。至今無從考稽焉。伏遇我 王聰明天縱。徳政日治。竟以国事之不軽。念及周代之盛功。特 命臣向維屏・穎徳安・向維藩・向弘業等。大修典記。于茲臣等。竭心勛力。恭攷御双紙。更尋遺老隠士。悉細問咨。闕疑存信。新修典記^マ乙冊。恭備 上覽。冀有後之哲者出而重正之。庶乎其無誤矣。

康熙五十二年癸巳十一月吉旦²³⁾

これによれば、王者が国を治める際、礼儀は他の何よりも重要である。そのため、周公が礼を制定し、それが天下の法となった。琉球では舜天王の時代からすぐれた王が次々と襲位し、多くの良臣が登場して、尚円王の時代には礼法が十分に整備された。ただし、文献や典籍はまだ充実しておらず、そのため禁城（首里城）の諸公事や毎年毎月の儀式などの起源を正確に考察することができなかった。我が王（尚

20) 前掲『琉球の五偉人』、77頁。

21) 林吉彦『薩藩の教育と財政並軍備』（第一書房、1982年）、20頁。

22) 那覇市企画部文化振興課編「田舎法式」『那覇市史 資料篇 第1巻10 琉球資料（上）1 王府関係資料』（那覇市役所、1989年）、453頁参照。

23) 外間守善；波照間永吉編著『定本琉球国由来記』（角川学芸出版、2011年）、15頁。

敬)は賢明で徳政を実施し、国事を軽視せず、周代の盛功を思つて向維屏・顥徳安・向維藩・向弘業らに、典記の編纂を命じた。そこで彼らは「御双紙」を調べ、古老や隠士を探し出して詳細な情報を収集し、疑念がないように新たな典記である『琉球国由来記』を編纂したという。

本書において「仕置」に見える葬礼や年忌の説明は巻四・礼楽門では以下のように記述されている。

17 葬礼

当国、葬礼習中華法。且僧引導者、倭国法也〔中古以花麗故尚質王世代、康熙六丁未、省之、定葬礼也。〈詳見其時之条目〉

22 年忌

当国、年忌、通和国以後、有之乎。其始不可考。倭国、「十三年忌ハ国俗ニ出タリ。十二支終テ又始ル。故、先支ヲ迎テ、追慕ヲ致ヨシ、元亨釈書ニ見ヘタリ。サレ共、イツ比ヨリ始ル事ヲ詳ニセズ。少納言信西ガ十三年忌ヲ、桜町中納言、コレヲ修セントセラル。其弟ノ僧、高野明辺、同意セザリシトカヤ。是仏家二本説ナキコトナレバナルベシ。仏者ハ四十九日ニシテ止〔七七ノ吊祭ハ、仏書ニ出タリ。翰墨大本ニテモ、其始久シ。続日本記ニ、大宝三年二月亥卯、コレ日太上天皇ノ七七ニ当レルヨシ、見ヘタリ。〕」（大和事始）²⁴⁾

これによると、1713年における琉球の葬礼は中国に倣ったが、引導僧を招くのは日本の礼法であるという。また尚質王代の「康熙六丁未」（1667）に葬礼を定めたとは、おそらく上述の羽地「仕置」を指しているであろう。一方、年忌が琉球に伝わった時期について詳細はわからないが、日本との通交が始まってからのことであるという。さらに注のところで貝原好古（1664～1700）の『大和事始』にある年忌の内容を引用し、倭国（日本）の状況を説明している。すなわち日本の『元亨釈書』によれば、十三年忌は日本の国俗に基づいており、つまり十二の干支が終わり、最初の干支を再度迎えて追慕を行うものである。しかし、これがいつから始まったのかについては詳らかでない。少納言信西（藤原通憲）の十三年忌をその子である桜町中納言（藤原成範）が実施しようとした際、中納言の弟の僧、高野明辺（明遍）が反対した。彼は十三年忌が仏教の教義には合致しないと主張し、仏教信者の供養は四十九日で終わるべきだと述べたらしい。「七七」（四十九）の弔祭は確かに「仏書」に記載があるようである。また、『続日本記』にも、大宝三年（703）の二月には日本の太上天皇（持統天皇）の「七七」の儀式が行われたと見える、という。

つまるところ、仏教の祭祀儀礼は飛鳥時代には既に日本に伝わり、皇室で受け入れられていた。一方、琉球は古琉球時代に室町幕府と交流があったため、年忌がいつ琉球に伝来したのかは確定的ではないが、祭祀儀式においては日本の風習に影響を受け国家の礼式として認められたのである。

さらに、1732年に琉球王国の摂政北谷王子と三司官の伊江親方、美里親方、具志頭親方（蔡温）の4人が名を連ねた『御教条』が發布された。『御教条』の「人倫之勤」の項目では、儒教のイデオロギーを

24) 前掲『定本琉球国由来記』、118～119頁。

もとに冠婚葬祭の重要性を強調しているが、具体的な規範は明示されていない²⁵⁾。実際、三司官兼琉球国師たる蔡温は『独物語』（1750）において、「王子以下百姓迄婚礼葬礼祭礼其外諸祝儀礼節等之規模屹と相立可申候得共、御当国御分力之取しめ相済不申付而態と差扣申候」²⁶⁾と述べるように、王子より百姓までの冠婚葬祭および諸祝儀、礼節などの「規模」（規則）を定めたいが、琉球の分力（財力・国情）の調査に関してはまだ終わってないため、わざと差し控えたという。前述の通り、「仕置」はそれまでの琉球婚礼、葬礼、および祭礼の規模を設定したもので、具体的な手順については明確な指示が含まれていなかった。そのため、蔡温は「仕置」に続いてより詳細な「規模」を設けたいと考えたが、国情の調査がまだ完了していなかったため、実行に移すことはできなかったわけである。

二、士族による家族礼式集の出現

琉球王国は1609年に薩摩侵攻により幕藩体制に組み込まれ、これに伴って1610年の御検地や1635年の鬼利死丹宗門改および人数改が求められ、身分制度の整備が進展した。特に1670年の「仕置」では諸士に系図の提出が要請され、1689年には系図座が設けられ、近世琉球の身分制度が「系持」（士族）と「無系」（庶民）の二つに区分された²⁷⁾。そのため、久米村でも系図（家譜）の提出が要求され、士の身分が確認された。その結果、久米村の士族は閩人三十六姓の末裔であるにもかかわらず、羽地朝秀が設立した「仕置」の葬祭礼に従わなければならないこととなった。すなわち彼らの祭葬礼は『球陽』巻十・685条に「唐榮の人は、従来、祭葬の礼は、悉く儒家の礼に従う。近世に至り、改めて国俗に従い、僧を延いて仏法を行う」²⁸⁾と記されるように従来、祭葬の礼においてほとんど儒教の礼によって執り行い、近世になると、国俗（琉球の礼制）に改めて僧侶を招いて仏教の礼法を行うということになったのである。

しかし、仏教の葬祭礼儀においては肝要な宗族や祭祀の範囲などが規定されておらず、久米村の宗族と家族の秩序維持には適さなかった。そのため、士族の家庭内および宗族内の秩序を強化・維持し、かつ祖先の礼法を回復するために、1713年に久米村の上位士族を代表する程順則（1663～1735）、蔡文溥（1671～1745）、蔡淵（1680～？）らは琉球王府に対して『家礼』に基づいて儒教の葬祭礼を執り行いたい旨を申し出、許可された。その後の1719年には、葬儀に必要な物品を調達することが難しいという理由から、この命令は多くの久米村士族の反対を招いた。ところが蔡文溥らは儒教儀礼の再実施を提案したが、王府は検討の結果、やむを得ず王命を取り消すこととなって久米村士族の葬祭礼は、「仕置」が決めた仏教式に従って執り行われるようになった²⁹⁾。

同時に、諸士家譜の編纂と並行して王府は1725年に中国の宗族体系（五服制度）を模範にし、血縁関

25) 那覇市企画部文化振興課編「御教条」『那覇市史 資料編 第一巻10 琉球資料（上）1 王府関係資料』（那覇市役所、1989年）、654～655頁参照。

26) 那覇市企画部文化振興課編「独物語」『那覇市史 資料編 第一巻10 琉球資料（上）1 王府関係資料』（那覇市役所、1989年）、679頁参照。

27) 田名真之『沖縄近世史の諸相』（ひるぎ社、1992年）、97～101頁参照。

28) 鄭秉哲ほか原編；球陽研究会編『球陽 読み下し』（角川書店、1974年）、249頁参照。

29) 前掲上江洲論文、劉書鈺「朱子『家礼』の琉球における伝播について」（『東アジア文化交渉研究』第16号）、2023年。

係に基づいて『服制』を制定し、1737年には『文公家礼』、『儀礼経伝通解』、『儀礼節略』、『大清律』など中国の礼書や律法を参考にして喪服・心喪の規定を改訂した³⁰⁾。これらの一連の出来事の中で、1736年に琉球で初めて個人による礼式集が登場した。それが蔡文溥の『四本堂家礼』である。これ以後、朱子礼学思想が久米村に広まり、久米村の士族たちによって複数の「家礼・規模帳」が制作されるようになるのである。

次に、『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』が完全な冠婚葬祭礼式集としてどのような特徴を持つのかについて触れ、さらに『御祭儀式帳』、『御祭之時御儀式』、『年祀焼香・御膳組日記』の三つの文書について成立年代や作者、それぞれの異なる特性や性格について考察する。またこれらの文書に収められている祝文を整理し、〔附録1・2・3〕として最後に付け加えておく。

1 『四本堂家礼』と蔡文溥について

『四本堂家礼』は乾隆元年（1736）に琉球の漢詩人として著名な蔡文溥が執筆した冠婚葬祭礼式集である。「四本堂」は、蔡文溥家の堂号である。蔡文溥が同書を編纂した理由は、以下に示すその序文によって知られる。

夫国ニ者国之規有之、家ニ者家之規雖有之候、其規之指南無之候得者、臨事而致忘卻事共ニ候。依之我家往昔より勤來候所之礼式之内、行來候與いへ共、無益之事者止之、可行事之洩為申者増之。此節規模之帳相調置候間、至子孫永代可相守之。雖然人間之習ひ盛衰可有之候得者、所謂在富貴者宜富貴之道行之、在貧賤者宜貧賤之道行之事當然ニ候間、其時之分限相応ニ可致損益候、自然至其時節誰ニ而も候へ。為母もの相殘、先祖以來之儀、輕々敷改間敷杯與女姓之申立承儀も候半。夫ニ而者家中難続趣可申斷候、乍其上承引無之、縱令其命相背候共無是非事候。亦者逢凶年當迫之砌も可有之候、応時儀致省略萬反家法忘卻不致様ニ毎度此帳披見いたし、心碑ニ相応聊無懈怠可勤者也³¹⁾。

すなわち、国には国の規式があり、家には家のしきたりがあるが、そのしきたりを詳細に記録する指針がないため、行事の実施にあたっては忘れることがある。これにより、古くから行ってきた我が家の礼式の中で、これまで実施していたが好ましくないものは中止し、行うべき儀式を追加して「規模の帳」をまとめた。子孫永代にわたりこれを守るべきである。しかし、世間の慣習は変動するもので、いわゆる富貴な時には富貴の道を行い、困窮の時には困窮の道を行うのが当然である。そのため、その時々「分限」に応じて儀式を調整するのがよい。当然ながら、その時に至って誰もがそのような対応をとるべきである、という。

また、家には母が残り、先祖から受け継いだ儀式を軽々しく変更することができず、女性の主張も尊

30) 沖縄県立図書館史料編集室「服制」『沖縄県史料 前近代 首里王府仕置2』（沖縄県教育委員会、1981～1991年）、28頁。

31) 崎濱秀明『沖縄旧法制史集成第五巻 蔡家家憲』（弘進社、1971年）、167頁参照。

重すべきである。したがって、家では礼式を続けにくい場合は、前もって（家長）に伺いを立てるべきである。それに加えて、（家長から）承諾を得なかったとしても、その命令に背くことが仕方がない場合もある。また、厳しい時期や急な事態が発生した場合には、その時宜に応じて儀式を簡略化することもあるが、すべては「家法」を忘れず、いつもこの「規模の帳」を開いて確認し、心を込めて怠らざらに行うべきであるという。

この文脈から考えると、『四本堂家礼』（「四本堂規模帳」）の誕生は、蔡文溥が1719年に程順則らと共に王府に対して提案した『家礼』に基づく儒教の葬祭礼が多くの久米村士族に受け入れられなかったことが背景にある。この挫折を受けて、家族・宗族秩序を強化・維持できる宗法理論を『家礼』から導入し、既存の家族の礼式を見直して儒教の理念に合致するように改編する必要性が生じ、それがこの書の誕生につながったと考えられる。また蔡文溥が構想した「礼」は、厳格な絶対性を持つのではなく、むしろ身分や時期によって柔軟に「損益」できるものとされている。この観点からすると、朱子学（理学）の礼学構想と一致している³²⁾。

さらに『四本堂家礼』の内容は通礼、冠礼、婚礼、葬礼、喪礼、祭礼、雑録の七つの部分で構成されており、全文は琉球の書翰文である和文（候文）で記されている。同書では『礼記』、『家礼』、『大乎集』、『大清律』などの中国の經典、礼書、律法を参考にし、これらを自己の家族の慣習に合わせて規則を整備している。特に最も顕著な特徴としては、祭礼の項目において『家礼』式の儒教祭祀儀礼を簡略化し、同時に仏教儀礼との折衷を図ったことである³³⁾。

作者の蔡文溥については、「蔡氏家譜」によれば、康熙10年（1671）に誕生し、童名は百歳、字は天章、号は如亭である。康熙21年（1682）には若秀才に列し、同25年（1686）に元服して秀才となった。同年、阮維新・梁成楫・鄭秉均らとともに官生に選ばれ、康熙27年（1688）には海を渡って北京国子監に留学した。留学の前に同族の訓誥師である蔡灼に師事し、「四書」の素読（唐読）と官話を学び、元服後は父である講解師の蔡應瑞に従って『小学』と『孝経』を修めた³⁴⁾。北京国子監に入学した後は、当時

32) 吾妻重二によれば、程頤と朱熹の「礼」の基本的な考え方は、「大なる体」（人間が守るべき三綱・五常のような行為の準則）すなわち根本原則を見定めたうえで、現実の礼規定を時代状況に見合ったものに変えていくというものである。また朱熹の『家礼』もこのような思想的な指導のもとに編纂されたと指摘されている。吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌—朱熹『家礼』の一展開」（吾妻重二主編；黄俊傑副主編『東アジア世界と儒教：国際シンポジウム』、東方書店、2005年）、176～178頁。

33) 具体的な例として、祭礼の際には家礼式の位牌を用意するとともに、仏教の供養に用いる卒塔婆も同時に備える必要があるとする。「一七日七日之卒都婆ハ桧枝ニ而相調、四十九日より三拾三年忌迄之卒都婆ハ角木ニ而相調置可申候事。但、七日七日ニ立置候卒都婆ハ十九日ニ焼納、傍ニ埋可申候。」前掲『蔡家家憲』、235頁参照。

34) 「蔡氏家譜」によれば、康熙21～27年の訓誥師は蔡灼であり、康熙23年の講解師は蔡應瑞である。『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（上）』（那覇市企画部市史編集室、1980年）、277頁、301頁参照。また久米村における講解師と訓誥師の役割については『球陽』485条に「（前略）邑内の文理精通者一人を択び、擢んでて講解師と為し、又句読説明者一人を択び、擢んでて訓誥師と為し、永く著して例と為す」と規定されている。前掲『球陽』、214頁参照。就学年齢については旧琉球藩久米村学校学制によれば、「学フ凡ソ七八歳以上十四歳マテハ官話を学ヒ、十六歳以上二十四歳マテ講義を聴聞す」とされる。文部省〔総務局編〕『日本教育史資料集 三』（富山房、1903～1904年）、553頁参照。教科書に関しては『四本堂家礼』「子弟教訓之事」には「其年七八歳ニ及候ハ々先四書を唐読させ、音律を能正すべく候、後日唐言葉稽古之砌も其便可宜候。片髪結候ハ々和読させ、孝経小学之講釈を教へ」と述べ

の琉球教習である徐振の指導を仰ぎ、「四書」、『詩経』および文章（八股など）の作成に関する講習を受け、康熙30年（1691）に帰国した。

その後、同31年（1692）に阮維新・梁成楫とともに訓詁師兼講解師に就任し、久米村の儒学教育に尽力した。同33（1694）年から40年（1701）にかけては、当時の王世子尚純と世孫尚益に「四書」、『詩経』、『綱鑑』、『而庵説唐詩』を侍講し、同43年（1704）には采地として具志川間切祝嶺地頭職が与えられ、祝嶺親方と称された。同58年（1719）に程順則、蔡淵などと連名して王府に久米村では儒教の葬祭礼を執り行うべき旨を上申、同59年（1720）には紫金大夫に昇進し、雍正3年（1725）には『四本堂詩文集』を、乾隆元年（1736）には『四本堂家礼』を著述した。乾隆10年（1745）に逝去し、享年75歳で「南京墓」に葬られた³⁵⁾。

2 『嘉徳堂規模帳』と久米村鄭氏について

『四本堂家礼』に対するもう一つの冠婚葬祭礼式集が鄭為基家の『嘉徳堂規模帳』である。「規模」は、上述のとおり規則の意味である。その目次は通礼、婚礼、葬礼、祭礼、雑録の五つの部分から成り立っている。成立年代は明確ではなく、同治3年と光緒14年の祝文（祭文）が見られることから、1864年から1888年の間に制作されたと推測されている³⁶⁾。同書は『四本堂家礼』と同様に和文で記述されており、前書きには『四本堂家礼』と同じ序文が載せられ、久米村鄭氏の由緒である「鄭家排徳字堂名由来」と「鄭家書帯草由来」も併記されている。

全体的な内容において、『四本堂家礼』を参考にして作成されたにも関わらず、祭祀面では異なる内容が見られる。『四本堂家礼』が仏教と儒教を折衷させる形で祭祀を取り扱っていたのに対し、『嘉徳堂規模帳』や後述の『御祭儀式帳』・『御祭之時御儀式』・『年祀焼香・御膳組日記』では儒教の祭礼がかなり重要な位置を占めている。とりわけ『嘉徳堂規模帳』と『御祭之時御儀式』では『家礼』の「不作仏事」の記述が「年忌の事」の項目に記載されており、祭祀を行う際にはできるだけ僧侶の関与と仏教礼法を避け、家族内で家礼式の儒教祭祀を行うことが強調されているのが特徴といえる。

作者である鄭為基と鄭忠順に関して、「池宮城鄭氏家譜」によると、鄭為基は閩人三十六姓の福建長楽出身の鄭義才の末裔で、道光3年（1823）に鄭啓廸の四男として生まれ、童名は思武、字は温人である。道光14年（1834）に若秀才、道光17年（1837）に元服して秀才となった。同27年（1847）に王命を受け、接貢船大通事である蔡能述に従って福州に渡り、中国の礼儀作法を学び、同28年（1848）に帰国した。道光29年（1849）に若里之子、通事となり、同30年（1850）に王命を受けて家督を継ぎ、与那城間切池宮城の地頭に就任した。

咸豊元年（1851）に黄冠、同8年（1858）に当座、翌年（1859）には都通事・座敷に昇進し、同治3年（1864）に重横目となったことで、家譜の記録が終わる。鄭為基の没年は不明であるが、『嘉徳堂規模帳』によれば、その子である鄭忠順が為基の三年忌を祭っていることから為基は光緒12年（1886）に亡

られている。前掲『蔡家家憲』、258頁参照。

35) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6（上）』、303頁。

36) 前掲『嘉徳堂規模帳』解題、i頁。

くなったことが判明する。したがって、鄭為基の享年は63歳となる。

また、鄭為基の子忠順は咸豊元年（1851）に長男として生まれ、童名は松金、字は世耀である。同治元年（1862）に若秀才に、同4年（1865）に元服して秀才となった。同治6年（1867）には冊封慶賀により、若里之子に選ばれ、通事に任命された。卒年は不明である³⁷⁾。

3 『御祭儀式帳』の作成年代と所属について

『御祭儀式帳』は現在、那覇市歴史博物館蔵の『陳姓家譜関係資料』（資料コード：01001289）に収められている久米村の「家礼・規模帳」文書の写本である。すべて和文で記述され、総ページ数は22葉に及ぶ。内容は、第3～9葉が祭祀の心得と準備事項、第10～13葉が祭祀の料理と献立、第14葉が祭祀当日の儀節、第15～20葉が祝文例と祝文集、第21～22葉が祭祀図式と料理図式となっている。

作者については、第23葉に「御祭儀式帳 嫡子 幸喜通事親雲上 宏□ 嘉慶貳拾壹年丙子十月□日」という記述がある。この情報から判断すると、この祭祀文書は嘉慶21年（1816）の10月某日に久米村の陳氏の嫡子である幸喜通事親雲上によって作成されたものと考えられる。また虫食いにより作者名らしき「宏□」の確認が難しいものの、『陳氏玉城村幸喜門中誌』によると³⁸⁾、嘉慶年間において「宏」を冠する陳克敦の子供たち、宏勲、宏功、宏績、宏謨のうち作者が宏勲である可能性がある。久米村陳氏は万暦45年（1617）、琉球に漂着した福建漳州出身の陳華を元祖とし、陳克敦はその七世孫に当たる。また、「嫡子」の表記によれば、宏勲は嘉慶3年（1798）に克敦の長男として誕生しているから、この『御祭儀式帳』の作成者が宏勲であることが判明する。

門中誌に収められる家譜資料によれば³⁹⁾、宏勲は、童名は思亀、字は培栄、嘉慶15年（1810）に若秀才、同17年（1812）に元服して秀才に挙げられた。道光3年（1823）通事、同8年（1828）黄冠に昇り、同治11年（1872）に勢頭座敷に任命されたところで、家譜の記載が終わる。卒年は不明であるが、『御祭儀式帳』には宏勲の孫である思亀（維喜）が光緒17年（1891）に宏勲の十三回忌を行った祝文が見られることから、宏勲は光緒5年（1879）に亡くなったと推測される。

さらに〔附録1〕に見られるように、この祝文集には天眷・孝錫・興泰三人による祝文が収められるが、いずれも陳氏家譜に見られない人物である。しかし、久米村の家譜資料に実際にあたって調べると、天眷は久米村鄭氏（元祖鄭肇作）、興泰は林氏（元祖林胤芾）の出自である。天眷は鄭肇作の八世孫に相当し、父は鄭餘慶で、母は錢氏である⁴⁰⁾。孝錫の記載は現存の鄭氏家譜にないが、久米村梁氏の家譜資料には梁廷弼の長女真満と結婚した記録が見え、「鄭孝錫赤嶺通事親雲上」と記されることから⁴¹⁾、鄭氏の出自であることがわかる。そして興泰は元祖林胤芾の六世孫にあたり、父は家桐で、母は湯氏である⁴²⁾。

つまり、この三人の祝文は作者の陳宏勲または孫の陳維喜は鄭家と林家の祝文集から写しとったもの

37) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』、585～586頁。

38) 陳氏玉城村幸喜門中誌編集委員会編『明滯：陳氏玉城村幸喜門中誌』（陳氏玉城村幸喜門中会、2004年）、223頁。

39) 前掲『明滯：陳氏玉城村幸喜門中誌』、224～225頁。

40) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』、674～675頁。

41) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』、805頁。

42) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』、888頁。

であろう。総じて見れば『御祭儀式帳』は久米村陳氏八世孫宏勲家に属する祭祀関係文書という性格を持っている。

4 『御祭之時御儀式』の作成年代と所属について

『御祭之時御儀式』（資料コード：01001467）は那覇市歴史博物館に収蔵される久米村の「家礼・規模帳」写本であり、候文と漢文によって記述されている。全57葉で、乱丁や落丁が見受けられる。特に第2葉において、「梁氏亀島章甫」との表現があるところから、この祭祀文書が久米村梁氏と関連があることがわかる。第3～7葉では祭祀の心得と年忌に関する準備事項が、第8～19葉には中国の礼書に基づいた祭祀の原理が詳細に記載されている。第20～38葉は祝文例と祝文集で構成され、乱丁のため整合性に欠ける箇所が見受けられる。第39葉と第41～45葉には料理図と祭祀図式が、第46葉には天尊廟の由来が記されている。また、第40葉と第47～56葉は祝文集として整理されている。

なお、「亀島章甫」は著者と見られるが、〔附録2〕における祝文集には名前が見えないため、おそらくこの「儀式帳」は亀島章甫によって家中の祭祀関連文書がまとめられたものと推察される。なお『呉江梁氏総世系図』によれば⁴³⁾、章甫と〔附録2〕に登場する主祭者との関係をまとめると表1のようになる。

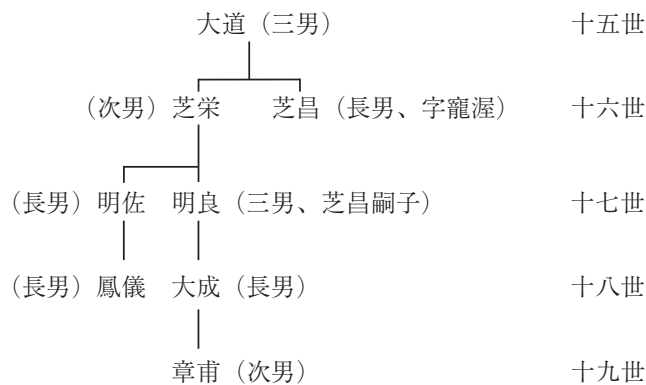


表1 梁氏世系図

表1によれば、『御祭之時御儀式』は十五世梁大道家に伝わった祭祀文書であると考えられる。さらに〔附録2〕における祝文の中で最も早いものは章甫の高祖である大道によるもので、咸豊10年（1860）には父允濬、母鄭氏、妻金氏の十三年忌の祭祀を行っている。逆に、時代的に最も遅い祝文は章甫の祖父である十七世の明良によるもので、昭和4年（1929）那覇市内にある孔子廟の積奠で主祭を務めた際に書かれた。総じて、『御祭之時御儀式』の作成年代は1860年から1929年の範囲内に収まるといえる。さらに、第8～19葉に引用される中国の礼書には、『性理大全』、『幼学須知』、『礼記』、『朱子語録』、『家礼会通』、『朱子家礼』、『儀礼節略』などの書名が確認でき、特に第8～9葉では『性理大全』巻二十から「不作仏事」の内容が引用されており、これにより儒教祭祀の性格が顕著に表れている。

43) 國吉有慶『呉江梁氏総世系図』（國吉有慶、1972）、20～21頁。

明良による祝文はこれらの中でも特に豊富で、家族の祭祀にとどまらず、廃藩置県後における久米村の宗教祭祀に関連する祝文が含まれている。「梁氏家譜」によれば⁴⁴⁾、明良は琉球王国末期の1868年に元服し、久米村秀才となった。しかし、1879年に琉球藩が消滅したことで官辺による家譜の記録が途絶え、家譜の編纂は個人的な行為となった。そのため、大正5年(1916)に梁氏門中によって新しく編纂された門中系図によれば⁴⁵⁾、明良は明治31年(1898)と43年(1910)に第二、六回那覇区区議員選挙に当選し、大正2年(1917)には社団法人久米崇聖会の理事となったことから、当時の那覇市で非常に声望のある人物であったことが窺える。そのため、明良の祝文には門中祭祀だけでなく、系図の完成や門中墓の営造・遷移、孔子廟・天妃宮などの旧久米村宗教的な祭祀祝文も含まれており、梁氏宗族の結束と旧久米村士の精神的な維持に尽力した努力が見て取れる。

5 『年祀焼香・御膳組日記』の作成年代と所属について

那覇市歴史博物館蔵の『年祀焼香・御膳組日記』(資料コード: 04000617)も「家礼・規模帳」文書内の写本であり、全78葉、和文によって書かれている。第1葉には「年祀焼香御膳組日誌 王氏 上運天」と記され、第2葉には「敕槐堂 唐祭規模 上運天秀才」と記されており、これによりこの文書が久米村の王氏による祭祀文書であることが明らかである。『久米村王氏門中資料』によれば⁴⁶⁾「敕槐堂」は王氏小宗上運天家の堂号であり、五世の成(崇)達を系祖としている。第3葉では神主の名付け方と琉球拝礼について述べ、第4～8葉では祭祀の心得と注意事項、第9～13葉では料理図と祭祀道具の図式、第14～16葉では拝位図、第17葉では料理図、第18～19葉では祭祀の儀節が記載されている。第20～70葉は祝文の範例と実際の祝文集で構成されている。

内容は〔附録3〕にまとめたとおりだが、これらの祝文の中で、年代的に一番早いのは王徳昌が咸豊3年(1853)に高祖考妣以下四代を祭った祝文であり、それに対して一番遅いのは王守仁による1979年に祖妣鄭氏を祭る祝文である。このことから『年祀焼香・御膳組日記』の成立時間は1853～1979年までといえる。また、〔附録3〕の祝文集の中には「汝霖」による道光23年(1843)の祝文が一つ収められているが、王氏家譜には汝霖の名前が見当たらない。実際には、汝霖は久米村毛氏の出自であり、毛氏家譜によれば⁴⁷⁾、汝霖は毛応選の長男で、応選は罪によって流刑となったため、汝霖が祖父宣猷(俊臣)の祧を承けたとされている。そのため、『年祀焼香・御膳組日記』における「汝霖」の祝文は毛氏祝文集から写しとったものと推察される。王氏の門中資料をもとに⁴⁸⁾祝文に出てきた主祭の関係を整理すると、以下のようなになる。

44) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二(下)』、776頁。

45) 前掲『呉江梁氏総世系図』、308頁。

46) 王氏門中会系図編集委員会『久米村王氏門中資料二』(王氏門中会、1991年)、58頁。

47) 前掲『那覇市史 資料篇第1巻6 家譜資料二(下)』、727～728頁。

48) 前掲『久米村王氏門中資料二』、58～59頁。

徳昌（1832～1872）	十一世
紹基（長男、1854～1902）	十二世
国禎（長男、1875～1917）	十三世
守仁（長男、1905～1984）	十四世

表2 王氏世系図

つまり、『年祀焼香・御膳組日記』は王徳昌家の祭祀文書であり、第2葉に記されている「上運天秀才」はおそらく徳昌を指しているのであろう。また、十四世の守仁は明治時代に生まれ、琉球士族の身分ではないものの、儒教の祭祀儀典を厳格に守り、戦後の琉球民政府時代を経て沖縄復帰に至るまで、これを継続的に執り行っていた。この事実から、戦前戦後を通じて久米村士族の末裔の中には、儒教祭祀を守り続ける家族が存在していたことを示すのが『年祀焼香・御膳組日記』の特徴の一つといえる。

まとめ

個人による『四本堂家礼』が登場する以前、琉球では王府の施政者によって官僚身分に相応しい冠婚葬祭の方法が考案され、それが「羽地仕置」として用いられていた。この「羽地仕置」においては、国定の礼式が臨済宗礼法に基づいて琉球の官人層に導入されたが、具体的な手順については明確な指示が含まれていなかった。そのため、蔡温は「仕置」に続いてより詳細な「規模」を設けたいと考案したが、当時国情の調査がまだ完了していなかったため、撰述はなされなかった。この蔡温の考え方に最も早く応じたのは、その蔡氏一門の蔡文溥であった。彼は1719年に程順則らと共に王府に対して提案した『家礼』に基づく儒教の葬祭礼の再実施が多くの久米村士族に受け入れられなかったことから、家族・宗族秩序を強化・維持できる宗法理論を『家礼』から導入し、既存の家族の礼式を見直して儒教の理念に合致するよう改編して「規模の帳」をまとめた。それが『四本堂家礼』である。

その後、朱子の礼学思想の普及により、久米村では複数の「家礼・規模帳」が登場した。これらの文書は一般に『家礼』の影響を受けつつも、異なる特徴を有している。『四本堂家礼』では、祭礼の項目において仏教と儒教の礼式を折衷させる形で祭祀を扱っていたが、後の「家礼・規模帳」では、むしろ純粋な儒教儀礼を強調し、家礼式の祭祀儀節を普及させ、『四本堂家礼』にはない年忌祝文（祭文）の準備が一般的に行われるようになった。また、『嘉徳堂規模帳』と『御祭之時御儀式』では、『家礼』の「不作仏事」の記述を引用して、できる限り仏教僧侶の関与を避け、儒教式の祭礼を行うようにした点が特徴的であった。また、これらの「家礼・規模帳」では、他家の祝文集から例文として祝文を書き写す習慣が見られ、特に今回分析した『御祭儀式帳』、『年祀焼香・御膳組日記』がそれに該当する。

さらに、これまで作者と作成年代が不明であった『御祭儀式帳』、『御祭之時御儀式』、『年祀焼香・御膳組日記』について、家譜や門中資料を照らし合わせて詳細に検証した。『御祭儀式帳』は、1816年に幸

喜通事親雲上陳宏勳によって作成された祭祀文書であり、ここには孫である思亀（維喜）による1895年の祝文が記載されている。このことから、成立年代は1816～1895年の範囲に収まると考えられる。『御祭之時御儀式』は十五世梁大道家の祭祀文書であり、成立年代は1860～1929年までの間に位置付けられる。この文書には門中祭祀に加えて、梁氏系図の整備や門中墓の营造・遷移、孔子廟・天妃宮など、旧久米村における宗教的な祭祀祝文も含まれている。さらに、『年祀焼香・御膳組日記』は王徳昌家の祭祀文書であり、作成年代は1853～1979年にわたる。この文書には昭和年代に作成された祝文も収められており、戦後の久米三十六姓における祭祀儀礼の一端を垣間見ることができる。これらの考察を総合すると、表3のように整理される。

名称	作者	成立年代
『四本堂家礼』	蔡文溥	1736
『唐榮祭祀関係規模』	金成徳	1758～1795
『御祭儀式帳』	陳宏勳	1816～1895
『年祀焼香・御膳組日記』	王徳昌	1853～1979
『御祭之時御儀式』	梁大道	1860～1929
『唐榮林氏婚姻家礼』	林文海	1860
『嘉徳堂規模帳』	鄭為基	1864～1888

表3 「家礼・規模帳」⁴⁹⁾

本稿では、久米村の各家の「家譜」・「門中誌」などを利用しつつ、『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』の特徴や作者の履歴、さらにはこれまでほとんど注意されてこなかった『御祭儀式帳』、『御祭之時御儀式』、『年祀焼香・御膳組日記』の三つの文書の成立年代や作者、それぞれの異なる特色について考察した。しかし、内容面においては特に各家における儒教祭祀の受容と変容に関する比較を行うことはできなかった。この点については今後の課題としたい。

49) 金氏の『唐榮祭祀関係規模』と林氏の『唐榮林氏婚姻家礼』については別稿で論じたことがある。劉書鈺「18世紀久米村土族の『唐榮祭祀関係規模』に関する一考察」(『文化交渉関西大学大学院』(東アジア文化研究科院生論集)第12号、2022年)、劉書鈺「近世後期久米村土族の婚礼と儒教思想—『唐榮林氏婚姻家礼』を中心に」(『琉球沖繩歴史』第5号、2023年)。

【附録1】『御祭儀式帳』

主祭	祭祀日付	祭祀内容
天眷（鄭氏）	乾隆43年（1778）8月13日	副通事先兄二五年俗祀（第15葉）
天眷（鄭氏）	乾隆40年（1775）10月12日	顯曾祖妣壽岳善榮蔡氏孺人、顯妣雪窓善安錢氏孺人三十五年祀（第16葉）
孝錫（鄭氏）	乾隆43年（1778）10月7日	顯考通事子存府君三十五年、先妹真龜孺人二十五年俗祀（第16～17葉）
興泰（林氏）	嘉慶22年（1817）11月29日	顯考副通事家桐十七年俗祀、先兄秀才興業二十五年祭（第18葉）
思龜	光緒17年（1891）11月25日	顯祖考都通事宏勳府君十三年祭、顯祖母誠心鄭孺人三十五年祭、維新長女姪真伊奴三十五年祭（第19葉）
思龜	光緒21年（1895）11月24日	顯曾祖副通事克敦府君三十三年祭、顯考黃冠維新二十五年祭、亡姉真伊奴三十三年祭（第20葉）

【附録2】『御祭之時御儀式』

主祭	祭祀日付	祭祀内容
明良	昭和2年（1927）旧12月1日	顯祖考中議大夫府君三十三年、顯祖妣金氏孺人二十五年三十三年、顯考都通事府君二十五年三十三年、顯妣鄭氏孺人七年、先嬪魏氏孺人十三年、次女真嘉戸二十五年、三男大功二十五年耐祭（第25葉）
鳳儀	大正15年（1926）旧11月7日	顯祖考黃冠芝榮府君三十三年、顯祖妣魏氏真嘉戸孺人十三年、顯考黃冠明佐府君十三年、先叔母真嘉戸二十五年三十三年耐祭（第27葉）
明良等	大正15年（1926）旧6月23日	黃冠有功府君の祭（第29葉）
大道	咸豊10年（1860）8月5日	顯考中議大夫孟德府君十三年、顯妣鄭氏恭人十三年、先嬪金氏孺人十三年（第30葉）
明良	大正5年（1916）旧1月15日	門中系図の編完（第31葉）
明良	大正2年（1913）旧12月	祖塋の宮建と遷葬の七年俗祀
明良	明治41年（1908）旧8月16日	祖塋の宮建を后土之神に告げる
明良	明治41年（1908）旧8月16日	祖先の遷葬
大成	明治43年（1910）旧9月28日 大正4年（1915）旧8月1日	顯妣魏氏孺人三年忌 顯妣魏氏孺人七年忌、先姉真嘉戸十三年、先弟大功十三年耐祀
明良	大正12年（1923）旧4月7日	顯妣鄭氏真嘉戸孺人三年忌
明良	光緒31年（1905）11月10日	顯祖妣金氏真鶴孺人十三年、顯考都通事寵渥府君十三年
大成	明治42年（1909）旧9月26日	顯妣魏氏孺人期年、妹真蒲戸七年、弟大功七年
明良	光緒26年（1900）10月6日	顯曾祖考中議大夫孟德府君三十三年、顯祖考中議大夫大道府君二十五年
明良等	昭和4年（1929）8月31日 （旧7月27日）	孔子廟の祭祀
明良等	昭和3年（1928）旧9月17日	竜王廟の祭祀
明良	大正7年（1918）旧6月24日	祖塋の修補を后土神に告げる
明良	大正7年（1918）旧6月24日	祖塋の修補を祖霊に告げる
明良等	昭和3年（1928）旧9月17日	関帝廟の祭祀
明良等	昭和3年（1928）旧9月17日	天妃宮の祭祀
明良等	昭和3年（1928）旧9月17日	天尊廟の祭祀

〔附録3〕 『年祀焼香・御膳組日記』

主祭	祭祀日付	祭祀内容
汝霖（毛氏）	道光23年（1843）9月15日	顯曾祖妣陳夫人真鶴二十五年、顯祖考紫金大夫俊臣府君二十五年、顯祖妣鄭夫人真呉勢三十三年、先伯父通事諱応徴公三十三年、耐祀：魚氏思戸孺人三十三年、通事諱廷佐公三十三年、梁氏真牛孺人三十三年、廷佐公妹真鶴三十三年（第32葉）
徳昌	咸豊4年（1854）11月26日	顯考當座梅亭諱學會府君十三年、顯妣鄭氏宜人大祥（第34葉）
徳昌	同治6年（1867）7月21日	顯祖妣蔡氏淑人大祥、顯妣鄭氏宜人十三年、（長子振鐸代祭長女真鶴赤小祥）（第36葉）
徳昌	咸豊3年（1853）11月6日	顯高祖考申口座直亭諱崇達府君二十五年、顯高祖妣毛氏淑人二十五年、顯曾祖妣鄭氏恭人二十五年（第38葉）
徳昌	咸豊3年（1853）11月6日	顯曾祖考中議大夫和亭諱景福府君十三年、顯祖考中議大夫厚亭諱邦選府君七年（第39葉）
徳昌	咸豊9年（1859）12月15日	顯祖考中議大夫厚亭諱邦選府君十三年、顯妣鄭氏宜人七年（第41葉）
徳昌	咸豊9年（1859）12月15日	顯高祖考申口座直亭諱崇達府君三十三年、顯高祖妣毛氏淑人三十三年、顯曾祖妣鄭氏恭人三十三年（第43葉）
紹基	光緒6年（1880）11月22日	顯曾祖妣蔡氏淑人十三年、顯考黃冠竹亭諱徳昌府君顯考七年、顯妣鄭氏孺人顯妣十三年、先姊真鶴十三年、次男思加那紹熙十三年祭墓（第45葉）
紹基	同治11年（1872）9月5日	徳昌女真鶴七年、次男思加那紹熙七年祭墓（第47葉）
紹基	同治13年（1874）7月18日	顯考副通事竹亭諱徳昌府君大祥、顯妣鄭氏孺人七年（第47～48葉）
徳昌	同治8年（1869）12月23日	顯祖妣蔡氏淑人七年（長子紹基代祭先妻鄭氏孺人小祥）（第49～50葉）
紹基	同治9年（1870）3月30日	顯妣鄭氏孺人大祥（第50葉）
国禎（廷弼）	大正6年（1917）旧9月24日	顯考里之子松亭諱紹基府君七年、顯妣鄭氏孺人大祥（第52葉）
守仁	大正8年（1919）旧11月15日	顯妹国禎女子真蒲戸、紹基次男蒲戸、同三男小樽金、同四女思亀各七年祀俗（第54葉）
守仁	大正8年（1919）旧11月15日	顯曾祖父黃冠竹亭諱徳昌府君十三年祀、顯祖父里之子松亭諱紹基府君十三年祀、顯考誠亭諱国禎府君三年祀、顯徳昌女子真鶴十三年祀（第56葉）
守仁	大正13年（1924）旧9月3日	顯妣鄭氏孺人七年祀、顯考誠亭諱国禎府君七年祀、耐祀：紹基次男蒲戸、同三男小樽金、同四女思亀、国禎長女真蒲戸各十三年祀、国禎三男松金三年祀並び七年祀（第58葉）
守仁	昭和6（1931）年旧9月22日	顯祖妣鄭氏孺人十三年祀、顯考誠亭諱国禎府君十三年祀、顯国禎長女真蒲戸二十五年祀、顯国禎三男松金十三年祀（第60葉）
守仁	昭和6年（1931）旧9月22日	顯曾祖叔父黃冠勇亭諱徳寛府君七年祀十三年祀（第62葉）
守仁	昭和14（1939）年旧11月11日	顯国禎長女真蒲戸三十三年祀、顯紹基次男蒲戸、同三男小樽金、同四女思亀各二十五年祀三十三年祀（第64葉）
守仁	昭和14年（1939）旧11月11日	顯祖考里之子松亭諱紹基府君二十五年祀同三十三年祀、顯祖妣鄭氏孺人二十五年祀（第66葉）
守仁	西曆1951年（昭和14年） （旧年は50年）旧12月5日	顯祖妣鄭氏孺人三十三年祀、顯考誠亭諱国禎府君三十三年祀（第67葉）
守仁	西曆1960年（昭和35年）10月2日 （旧8月12日）	顯祖妣鄭氏真呉勢七年祀（第68葉）
守仁	西曆1966年（昭和41年）10月16日 （旧9月3日）	顯祖妣鄭氏真呉勢十三年祀（第69葉）
守仁	西曆1979年（昭和54年）11月10日 （旧9月12日）	顯祖妣鄭氏真呉勢二十五年祀（第70葉）